資料

○上尾市男女共同参画推進条例

制 定 平成19年3月27日条例第9号 最終改正 平成26年3月28日条例第1号

我が国においては、個人の尊重と法の下の平等が日本国憲法にうたわれており、男女共同参画社会の実現を重要課題と位置付け、様々な取組が国際社会の動向と連動して進められてきました。

上尾市では、人権尊重都市の宣言を行い、男女共同参画計画を策定し、様々な施策を推進してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行は根強く存在しており、子育てと仕事の両立が依然として困難な状況のもとで出産・子育て期における女性の労働力率が低下するなど、社会の様々な分野で男女間の格差が見受けられます。さらには、ドメスティック・バイオレンスなど人権を侵害する社会問題も生じてきています。

私たちのまちを豊かで活力のあるまちとするためには、男女が互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していくことが重要です。

ここに、上尾市は、男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働し、男女共同参画をより一層推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の 責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること により、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かでだれもが自分らしく生きるこ とができる、上尾のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる 分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及

び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲 において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、 又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の親密な関係にある者又はあった者からの 身体的、精神的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、及びその他の男女の人権が尊重されること。
 - (2) 性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
 - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び 決定に共同して参画する機会が確保されること。
 - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。
 - (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営む権利が確保されること。
 - (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力が根絶されること。
 - (7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の 推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と連携して取り組むものとする。

- 3 市は、第1項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。 (市民の責務)
- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に参画するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務)
- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画 することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別 的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に 当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第8条 何人も、広報、広告その他公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及 び前条に規定する行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度に性的な表現を行わないよう努 めなければならない。
 - 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第13条に規定する審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

- 第10条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。
 - (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、

市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。

- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類する合議体の委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- (3) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる 行為の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努める こと。
- (4) 男女がともに、家庭生活と社会生活とを両立することができるよう、必要な支援に努めること。
- (5) 男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動の充実を図ること。
- (6) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画の推進が図られるよう努めること。
- (7) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及びその積極的な活用を図ること。
- (8) 男女共同参画に関する調査研究並びに情報の収集及び分析並びに市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

(相談及び苦情の処理)

- 第11条 市長は、次に掲げる事案に関し、市民及び事業者からの相談及び苦情を受ける窓口を設けるとともに、関係行政機関等と相互に連携を図り、当該事案の処理に関し必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる 行為に関する事案
 - (2) その他男女共同参画の推進に関する事案 (年次報告)
- 第12条 市長は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。
 - 第3章 上尾市男女共同参画審議会

(設置)

第13条 基本計画その他男女共同参画に関する重要事項について調査審議するため、上尾市男女共

市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。

- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類する合議体の委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- (3) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる 行為の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努める こと。
- (4) 男女がともに、家庭生活と社会生活とを両立することができるよう、必要な支援に努めること。
- (5) 男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動の充実を図ること。
- (6) 学校教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画の推進が図られるよう努めること。
- (7) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及びその積極的な活用を図ること。
- (8) 男女共同参画に関する調査研究並びに情報の収集及び分析並びに市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。

(相談及び苦情の処理)

- 第11条 市長は、次に掲げる事案に関し、市民及び事業者からの相談及び苦情を受ける窓口を設けるとともに、関係行政機関等と相互に連携を図り、当該事案の処理に関し必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる 行為に関する事案
 - (2) その他男女共同参画の推進に関する事案 (年次報告)
- 第12条 市長は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。
 - 第3章 上尾市男女共同参画審議会

(設置)

第13条 基本計画その他男女共同参画に関する重要事項について調査審議するため、上尾市男女共

同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第14条 審議会は、委員12人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 関係団体の代表
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 公募による市民

(委員の任期)

- 第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第17条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第18条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

第4章 雜則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第14条 審議会は、委員12人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 関係団体の代表
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 公募による市民

(委員の任期)

- 第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第17条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第18条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

第4章 雜則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第14条 審議会は、委員12人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 関係団体の代表
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 公募による市民

(委員の任期)

- 第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第17条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第18条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

第4章 雜則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(附則 略)

○上尾市男女共同参画推進本部設置規程

制 定 平成14年7月1日訓令第19号 最終改正 平成26年4月1日訓令第9号

(設置)

第1条 上尾市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ多角に推進する ため、上尾市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 上尾市男女共同参画計画(デュエットプラン21)の総合的推進に関すること。
 - (2) 男女共同参画に係る施策の総合調整に関すること。
 - (3) その他本部が必要と認めた事項

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は副市長の職にある者をもって充て、副本部長は市民生活部長の職にある者をもって充 てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

- 第4条 本部長は、本部を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の関係職員に資料を提出させ、又は会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、市民生活部人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。 (附則 略)

別表 (第3条関係)

市長政策室長 行政経営部長 総務部長 子ども未来部長 健康福祉部長 環境経済部長 都市整備部長 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局学校教育部長

○上尾市男女共同参画庁内推進会議設置規程

制 定 平成22年3月16日訓令第3号 最終改正 令和3年6月1日訓令第13号

(設置)

第1条 庁内における男女共同参画の職場づくりを総合的かつ効果的に推進するため、上尾市 男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 男女共同参画の職場づくりに向けた施策の調査研究に関すること。
- (2) 男女平等意識の啓発に関すること。
- (3) その他男女共同参画の職場づくりの推進に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる課に属する職員のうちから、市長が任命する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による任命を受けた日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第7条 推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴く ことができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議における会議の結果を上尾市男女共同参画推進本部設置規程(平成14年上尾市訓令第19号)第1条の規定により設置された上尾市男女共同参画推進本部に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、市民生活部人権男女共同参画課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 上尾市男女共同参画庁内推進会議設置要綱を廃止する要綱(平成22年3月15日市長決裁)の規定による廃止前の上尾市男女共同参画庁内推進会議設置要綱(平成14年7月24日市長決裁。以下「旧要綱」という。)第1条の規定により設置された上尾市男女共同参画庁内推進会議(以下「旧推進会議」という。)は、第1条の規定により設置された推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この訓令の施行の際現に旧要綱第3条第2項の規定により旧推進会議の委員に任命されている者は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)に、第3条第2項の規定により推進会議の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 4 この訓令の施行の際現に旧要綱第3条第3項の規定により旧推進会議の委員長又は副委員 長に定められている者は、それぞれ施行日に、第5条第1項の規定により推進会議の委員長 又は副委員長に定められたものとみなす。

附 則(令和3年6月1日訓令第13号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に上尾市男女共同参画庁内推進会議の委員である者の任期は、この訓令による改正後の上尾市男女共同参画庁内推進会議設置規程第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年5月31日までとする。

別表(第3条関係)

行政経営部行政経営課 総務部職員課 総務部危機管理防災課 子ども未来部子ども支援課 子ども未来部保育課 健康福祉部高齢介護課 健康福祉部健康増進課 市民生活部市民課 市民生活部市民協働推進課 環境経済部商工課 都市整備部都市計画課 消防本部消防総 務課 教育委員会事務局教育総務部生涯学習課 教育委員会事務局学校教育部指導課 教 育委員会事務局学校教育部学校保健課 ○上尾市男女共同参画推進センター設置規則

制 定 平成17年3月31日規則第33号 最終改正 平成19年3月30日規則第7号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を推進するため、上尾市男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)を上尾市本町一丁目1番2号に設置する。

(所掌事務)

- 第2条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画社会の形成の促進のための学習機会の提供に関すること。
 - (2) 相談の実施に関すること。
 - (3) 男女共同参画社会の形成の促進に関する図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。 (その他)
- 第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附則 略)

令和6年度版 上尾市男女共同参画計画年次報告書 (令和5年度実施状況)

令和6年8月 発行 上尾市市民生活部人権男女共同参画課